主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人笠原慎一の上告趣意(後記)は、結局量刑不当の主張に帰し刑訴応急措置 法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて刑訴施行法二条旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 竹原精太郎関与

昭和二六年一一月二二日

最高裁判所第一小法廷

| 裁判長 | 裁判官 | 沢 | 田 | 竹 | 治 | 郎 |
|-----|-----|---|---|---|---|---|
| į | 裁判官 | 真 | 野 | | | 毅 |
| į | 裁判官 | 斎 | 藤 | 悠 | | 輔 |
| į | 裁判官 | 岩 | 松 | Ξ | | 郎 |